

自転車の安全で適正な利用の促進に関する連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と全国労働者共済生活協同組合連合会秋田推進本部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携し、秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知をはじめ、自転車損害賠償責任保険等（以下「共済」という。）の加入促進などを進め、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知に関すること
- (2) 共済の情報提供及び加入の促進に関すること
- (3) その他交通安全全般に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による解約の申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲と乙が協議して見直すものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月19日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹 敬久

乙 秋田市泉菅野一丁目1番12号
全国労働者共済生活協同組合連合会秋田推進本部
本部長

羽澤 奇志